

吹田市木材利用基本方針の概要

趣 旨

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国及び大阪府の方針に則して、本市における公共建築物等での木材の利用を促進する上で必要な事項を定めるもの。

木材利用促進の意義

木材利用促進により、森林整備が進むことで、主に以下の効果が期待される。

1 森林の多面的機能等への効果

- ・水資源のかん養や土砂災害の防止等の森林の有する多面的な機能の発揮
- ・持続的な森林管理を経済的に支える。

2 地球環境への効果

- ・林業サイクルの持続⇒CO₂吸収機能の発揮⇒地球温暖化防止
- ・炭素貯蔵、再生可能資源⇒循環型社会形成

3 生活空間への効果

- ・木材の断熱性、調湿性、リラックス効果⇒快適な生活空間の形成



本市の木材利用の方向性

1 公共建築物での利用

- ・市民が触れる機会がある内装の木質化を優先的に実施
- ・備品や消耗品に関しても、木材製品の導入を推進

2 民間事業者への働きかけ

- ・木材利用促進に資する情報提供を積極的に実施
- ・吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を活用した働きかけ

3 木育の推進

- ・市民に対し、木の良さや利用の意義の周知に努める。

府内産材等の利用

フレンドシップ協定を締結している大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心に国産材の利用に努める。